破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６１９号
札幌市東区北30条東12丁目２番８号　ファーストプレイス102号
債務者　高橋　　大
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５２号
札幌市手稲区前田８条９丁目16番２号
債務者　菊澤可奈子（旧姓舩山）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３３号
札幌市南区澄川２条４丁目10番24号　ブルーパレス24―203号
債務者　金澤　　輝
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４１号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目４番20―503号
債務者　佐藤　美鈴
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５７号
北海道千歳市寿３丁目５番18号
債務者　横田　　忍
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５２号
札幌市清田区平岡３条３丁目12番５号　１Ｆ
債務者　川合　織江（旧姓今）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６７号
札幌市中央区南１条西12丁目322番地　ＡＭＳビル1102号
債務者　一條　裕子（旧姓友峯）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９３号
札幌市豊平区美園１条３丁目５番９号　ソニア13―203号
債務者　佐野　康伸
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８３号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番28―410号
債務者　江川　經禄
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０２号
札幌市中央区宮ケ丘１丁目２番１―101号
債務者　菊地香津美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１２号
札幌市中央区南10条西10丁目１番１―107号
債務者　橋本紀美恵
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４７号
札幌市白石区平和通１丁目北４番40―602号
債務者　一ノ関　健
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６１号
札幌市北区北25条西６丁目２番19号　にれマンション２号
債務者　外村　リエ
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７０号
札幌市豊平区西岡５条15丁目８番７号
債務者　能登美代子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０６号
北海道千歳市白樺３丁目８番地の14
債務者　森谷　保子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
群馬県高崎市金古町1457番地14
債務者　笹澤　紀子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１２５号
群馬県高崎市江木町1239番地４
債務者　中島　寛英
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部